

(案の1)

閣郵委第※※号の1
平成26年※※月※※日

金融庁長官
細溝 清史 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第149条第1項第7号及び第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成26年11月7日付け金総第5865号・総情貯第164号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第149条第1項第7号及び第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

(案の2)

閣郵委第※※号の2
平成26年※※月※※日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第149条第1項第7号及び第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成26年11月7日付け金総第5865号・総情貯第164号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第149条第1項第7号及び第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。